

# 一般社団法人新潟県建築士事務所協会倫理委員会設置規程

平成20年10月29日 制定

平成25年 4月 1日 改正

## (設置)

第1条 一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「本会」という）は、別に定める懲戒規程に該当する会員に対する調査等を行うために、倫理委員会（以下「委員会」という）を設置する。

## (委員会の業務)

第2条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- 一 会員に対する倫理規程の普及・指導
- 二 懲戒規程第3条に規定する懲戒の事由の調査

## (委員会の委員)

第3条 委員会の委員は、会長及び副会長をもって構成する。

- 2 会長は、本会の会員のうちから委員会の業務に堪能な者を選任し、理事会の議を経て特別委員として委嘱することができる。
- 3 会長は、弁護士その他の学識経験者等で本会の会員でない者を選任し、理事会の議を経て特別委員として委嘱することができる。

## (特別委員の任務)

第4条 特別委員は委員会の業務のうち、委員会が委託する事柄につき、指導・助言するものとする。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、本会定款第26条の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。

## (委員会の組織)

第6条 会長が委員長を努めるものとする。

- 2 委員長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

## (委員会の招集)

第7条 委員会は、会長が招集する。

## (委員会の成立)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

## (委員会の報告)

第9条 委員長は、委員会の結果を理事会に書面で報告するものとする。

## (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

## 附 則

この規程は、平成21年1月5日より施行する。

## 附 則

この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。